

オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目

一部改正	制 定 昭和 47 年 6 月 1 日 実 施
	昭和 48 年 5 月 1 日、昭和 49 年 4 月 1 日、昭和 50 年 4 月 9 日、昭和 51 年 4 月 1 日、昭和 53 年 3 月 28 日、昭和 54 年 3 月 31 日、昭和 61 年 3 月 31 日、昭和 63 年 3 月 31 日、平成 5 年 3 月 31 日、平成 6 年 3 月 31 日、平成 6 年 11 月 1 日、平成 10 年 3 月 31 日、平成 11 年 3 月 31 日、平成 12 年 3 月 27 日、平成 12 年 3 月 31 日、平成 13 年 3 月 23 日、平成 13 年 3 月 31 日、平成 14 年 4 月 1 日、平成 15 年 3 月 31 日、平成 16 年 3 月 31 日、平成 17 年 3 月 31 日、平成 18 年 3 月 31 日、平成 19 年 3 月 31 日、平成 20 年 6 月 16 日、平成 21 年 7 月 1 日、平成 22 年 4 月 1 日、平成 22 年 10 月 1 日、平成 23 年 4 月 1 日、平成 23 年 10 月 1 日、平成 24 年 1 月 1 日、平成 24 年 4 月 1 日、平成 24 年 10 月 1 日、平成 25 年 1 月 1 日、平成 28 年 4 月 1 日、平成 28 年 8 月 23 日、平成 29 年 4 月 28 日、平成 30 年 5 月 11 日、平成 30 年 8 月 23 日、平成 31 年 4 月 1 日、平成 31 年 4 月 3 日、令和 2 年 3 月 31 日、令和 4 年 3 月 31 日、令和 4 年 4 月 1 日、令和 5 年 4 月 1 日
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日 一部改正	

この実施細目は、オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領（以下「要領」という。）の円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

1 緊急時の発令及び解除等の周知方法

要領第 7 条に規定する発令及び解除の周知等については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 光化学スモッグ予報等の発令又は解除についての周知は、図 1 の経路により行うものとする。
- (2) 光化学スモッグ予報等の発令状況を色表示により周知する場合、次のとおりとする。

予報	緑色	注意報	黄色
警報	だいだい色	重大緊急警報	えんじ色

2 緊急時措置等の適用除外

要領第 9 条第 3 項に規定する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般対象工場又は特別対象工場（以下「ばい煙対象工場」という。）のうち、5 月から 10 月までの全施設の稼働時間が 250 時間未満のもの
- (2) ばい煙発生施設が夜間（18 時から翌朝 6 時まで）のみに稼働しているばい煙対象工場
- (3) 5 月から 10 月における 1 時間あたりの重油換算原燃料使用量の通常値が 0.5 キロリットル未満のばい煙対象工場

3 緊急時の削減措置内容

要領第 10 条第 2 項に規定する削減措置は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、(1) 及び (2) の規定は、重大緊急警報に係る削減措置には適用しないものとする。

- (1) 別表第 1 に掲げる基準（以下「代替措置基準」という。）を満たすばい煙対象工場に係る削減措置は次のとおりとする。

ア 実行 Q/Q_r に基づく代替措置基準を満たすばい煙対象工場は、緊急時における削減措置の全部を通常時から実施しているものとみなす。

イ Q_H/Q_R に基づく代替措置基準を満たすばい煙対象工場は、緊急時における削減措置の一部を通常時から実施しているものとみなし、対応可能な範囲で削減措置を行うものとする。この場合における削減率等その内容は、事前に協議した上で別に定めるものとする。

- (2) 別表第 2 に掲げる基準（以下「施設の代替措置基準」という。）を満たすばい煙発生施設を設置しているばい煙対象工場に係る削減措置は、当該施設以外のばい煙発生施設を対象とするものとし、削減率等その内容については、事前に協議した上で別に定めるものとする。

(3) 次に掲げる理由により、削減措置をとることが著しく困難なばい煙発生施設（以下「特殊施設」といい、事前に協議した上で認定するものとする。）を設置している緊急時対象工場に係る削減措置は、特殊施設を有することを配慮し、事前に協議した上で別に定めるものとする。

ア 施設の設備の安全管理上一定の稼働を必要とする施設

イ 施設の構造上、急激な削減が困難な施設

ウ 公共性が高く、削減措置をとることにより広く社会的に損害や混乱を生じ、又は人命に影響を与える施設

エ 施設の構造上、削減措置をとることにより、環境に新たな悪影響を生じる施設

オ 製造工程上、削減措置を行うことにより、製品が致命的な打撃を受ける施設

(4) ばい煙発生施設の稼働の状況が、時間帯、季節等により大きく変動すること等により、要領別表第3に掲げる通常値からの削減が著しく困難なばい煙対象工場に係る削減措置は、発令前1時間の稼働状況からの所要の削減によるものとする。この場合において、発令前1時間の操業が昼休み等で一時的に著しく低下している場合は、その前の1時間の稼働状況からの所要の削減によるものとする。

(5) 次に掲げるばい煙発生施設は、削減措置の対象から除外する。

ア 夜間のみ稼働するばい煙発生施設

イ 休止中又は非常用のばい煙発生施設

ウ 令別表第1の12の項の電気炉、15の項の乾燥施設並びに19の項の塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設

4 通常値の算出等

要領別表第3の備考2に掲げる「通常値の算出方法」は次のとおりとし、昼間の平均的な稼働状況に基づき算出するものとする。

(1) 原燃料使用量に係る通常値は、次式によるものとする。

$$\text{通常値} = \frac{\text{前年度（5月～10月まで）の原燃料使用量（重油換算 k1）}}{\text{前年度（5月～10月まで）のばい煙発生施設の稼働時間（時間）}}$$

備考1 ばい煙発生施設の稼働時間は、該当施設が1基でも稼働していた時間とする。

備考2 次に掲げるばい煙発生施設は、通常値の算出から除外する。

ア 3(5)に掲げるばい煙発生施設

イ 5月から10月までの稼働時間が250時間未満のばい煙発生施設

(2) 排ガス量及び窒素酸化物排出量の通常値を定める場合は、原燃料使用量の通常値に相当する値とする。

5 計画書及び報告書等

(1) 要領第11条の規定による計画書及び変更届の提出部数は1部とし、原則として電子メール又は電子ファイルによるものとする。

(2) 要領第11条第3項の規定により、変更届を提出するのは次に掲げる場合とする。この場合において、事前に協議した上で提出した計画書を変更する場合は、変更の内容についても事前に協議するものとする。

ア ばい煙発生施設の設置、変更又は廃止により、削減措置内容や通常値が変わる場合

イ 計画年度の通常値が計画書で示した前年度実績に基づく通常値に比べ 10%以上の増減がある場合

(3) 要領第 11 条第 5 項の規定による措置内容の記録及び報告は、次のとおりとする。

ア ばい煙等排出者は、措置内容を記録し、1 年間保管するものとする。

イ 報告書の提出部数は 1 部とし、原則として電子メール又はファックスによるものとする。

(4) 要領第 11 条第 5 項の規定による報告の徴収は、次に掲げる場合に行うものとする。また、政令市長から政令市所管緊急時対象工場における措置内容の確認等を求められた場合は、すみやかに所要の措置を講じるものとする。

ア 光化学スモッグによると思われる被害が発生し、又は発生が予測される場合

イ 光化学オキシダント濃度が特異な高濃度を示した場合

ウ その他、削減措置の実施状況を確認する必要がある場合

(5) 要領第 11 条で規定する計画書、変更届及び報告書の様式は、様式 1 から様式 3 までに掲げるとおりとする。

6 光化学スモッグ対策連絡本部の設置

要領第 12 条に規定する光化学スモッグ対策連絡本部の設置については、次の各号に掲げるところによる。

(1) 光化学スモッグ対策連絡本部（以下「本部」という。）は、別表第 3 に掲げる者をもって構成するものとする。

(2) 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

ア 市町村及び関係機関からの被害の訴え等の情報の収集

イ 報道機関に対する必要な情報の提供

(3) 本部の事務局は、府環境農林水産部環境管理室環境保全課とする。

7 光化学スモッグについての被害の訴え等があった場合の措置

要領第 12 条に規定する被害の訴え等があった場合の措置については、次の各号に掲げるところによる。

(1) 学校及び社会福祉施設等並びに住民から光化学スモッグによると思われる被害の連絡を受けた関係機関は、速やかに本部に連絡するものとする。（図 2）

(2) 連絡を受けた本部は、様式 4 又は様式 5 「光化学スモッグ被害調査票」により、その状況を把握するものとする。

(3) 本部が被害等の調査をする必要があると認めたときは、光化学スモッグ調査班を現地に派遣し調査を行わせ、又は、市町村及び学校等に調査を依頼するものとする。

8 光化学スモッグ調査班の業務等

(1) 要領第 13 条に規定する光化学スモッグ調査班の業務は、次に掲げるところによる。

ア 環境調査（大気の測定及び気象状況の調査）

イ 発生源調査（工場等の調査）

ウ 医学的調査（疫学調査及び健康調査）

エ その他の調査（動植物の被害状況の調査等）

(2) 光化学スモッグ調査班の事務局は、府環境農林水産部環境管理室環境保全課とし、業務分担は別表第4のとおりとする。

附 則

この細目は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この細目は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則

この細目は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、昭和50年4月10日から施行する。

附 則

この細目は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成6年11月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成12年4月13日から施行する。

ただし、図1中、大阪市及び堺市に関する部分については、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 20 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 28 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 30 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 30 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この細目は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

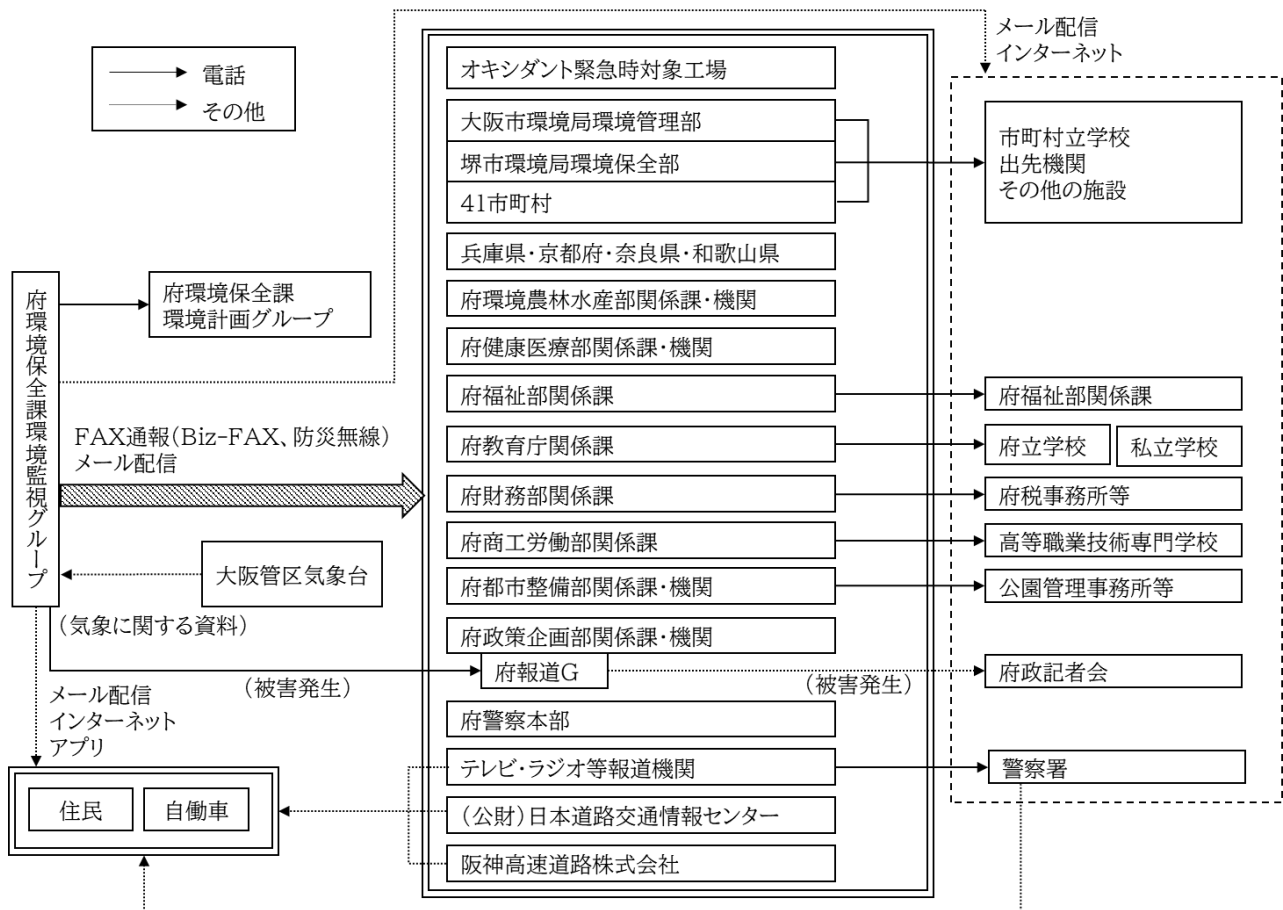
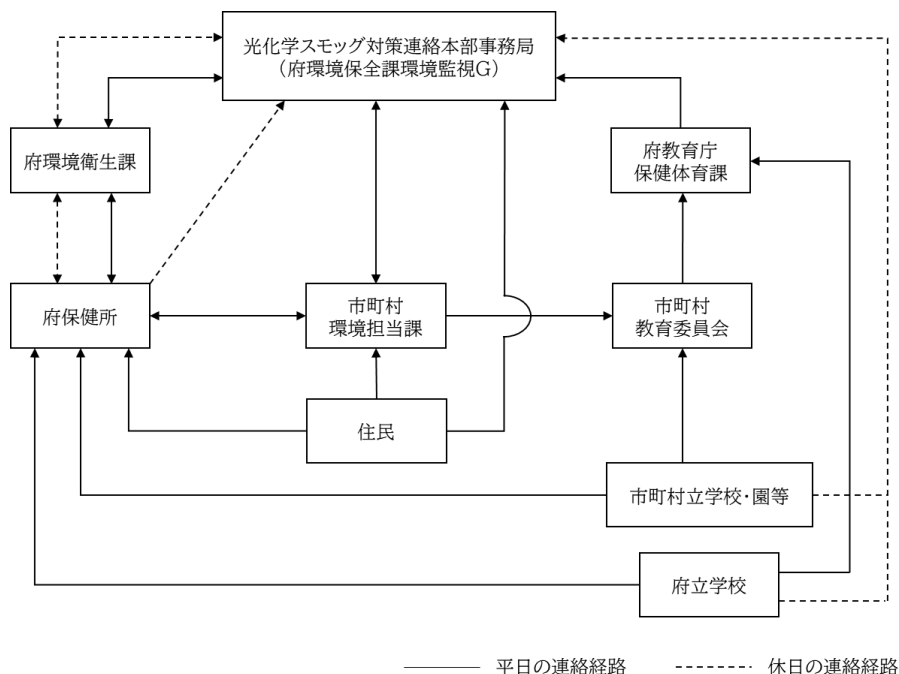


図1 光化学スモッグ予報等の発令及び解除の連絡経路



（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市については、各市の環境担当課にて市保健所及び市教育委員会からの情報を集約し、光化学スモッグ対策連絡本部事務局に連絡する。）

図2 光化学スモッグによるとと思われる被害の訴えがあった場合の連絡経路

別表第1 代替措置基準

1 実行Q/Q_rに基づく緊急時措置の代替措置基準

	特別対象工場	一般対象工場
予 報	実行Q/Q _r ≤ 0.50	
注 意 報	実行Q/Q _r ≤ 0.50	実行Q/Q _r ≤ 0.50
警 報	実行Q/Q _r ≤ 0.40	実行Q/Q _r ≤ 0.50
重大緊急警報	代替なし	代替なし

2 Q_H/Q_Rに基づく緊急時措置の代替措置基準

	特別対象工場	一般対象工場
予 報	実行Q/Q _r ≤ 0.70かつ Q _H /Q _R ≤ 0.20	
注 意 報	実行Q/Q _r ≤ 0.70かつ Q _H /Q _R ≤ 0.20	実行Q/Q _r ≤ 0.70かつ Q _H /Q _R ≤ 0.20
警 報	実行Q/Q _r ≤ 0.70かつ Q _H /Q _R ≤ 0.15	実行Q/Q _r ≤ 0.70かつ Q _H /Q _R ≤ 0.20
重大緊急警報	代替なし	代替なし

備考1 代替措置基準の算出式は、次のとおりとする。

$$Q_r = K [\Sigma (C \cdot V) + \Sigma (C_i \cdot V_i)]^{0.95} \quad (\text{Nm}^3/\text{h})$$

$$\text{実行}Q = \Sigma [N (V + V_i) / 100] \quad (\text{Nm}^3/\text{h})$$

$$Q_R = K [\Sigma (C \cdot V) + \Sigma (C_i \cdot V_i)]^{0.95} \quad (\text{Nm}^3/\text{h})$$

$$Q_H = (\Sigma Q_i)^2 / \Sigma (Q_i \cdot t_i) \quad (\text{Nm}^3/\text{h})$$

C、C_i：窒素酸化物総量規制に係る施設係数（一部の施設については、備考2に掲げるオキシダント用施設係数とする。）

V、V_i：窒素酸化物総量規制の排出ガス量（万Nm³/h）

Q_i：窒素酸化物年間排出量（実態ベース）（Nm³/年）

t_i：年間稼働時間（時間）

N：総量規制に係る窒素酸化物排出濃度の施設管理値（ppm）

K：窒素酸化物総量規制に係る指定地域内においては0.6、他の地域においては0.7を使用する。

なお、Q_R及びQ_Hは、年間稼働時間が500時間未満のばい煙発生施設を除外して算出するものとする。

備考2 オキシダント用施設係数を適用するばい煙発生施設及び施設係数

ばい煙発生施設名	C	C _i	ばい煙発生施設名	C	C _i
ガスを専焼させるボイラ ディーゼル機関	3.1 8.3	2.2 5.0	ガスタービン (2000kW以上)	2.5	1.7
ガス機関	5.0	3.3	ガスタービン (2000kW未満)	3.3	2.5

別表第2 施設の代替措置基準

ばい煙発生施設	基 準
ボイラー	排出ガス中の通常の窒素酸化物濃度が、「大阪府における窒素酸化物の排出抑制に係る推奨ガイドライン」に掲げる推奨ガイドライン値以下であること。
ガスタービン ディーゼル機関 ガス機関	排出ガス中の通常の窒素酸化物濃度が、「大阪府における窒素酸化物の排出抑制に係る推奨ガイドライン」に掲げる推奨ガイドライン値の60%以下であること。
上記以外の施設	排出ガス中の通常の窒素酸化物濃度が、大気汚染防止法に基づく排出基準の60%以下であること。

備考1 通常の窒素酸化物濃度は、次に掲げる数値とする。

(1) 連続測定器が設置されているばい煙発生施設については、前年度の平均値

(2) その他のばい煙発生施設については、原則として連続測定器による一工程又は2時間以上の平均値の前年度平均値

備考2 複数施設以上の排出ガスが集合した箇所で測定を実施している場合は、当該施設のうち最も厳しい排出基準値を適用する。

備考3 主として、燃料の燃焼により窒素酸化物が発生するばい煙発生施設にあっては、原則として、都市ガス、LPG、灯油等の良質燃料を使用する施設について適用する。

備考4 ボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関及びガス機関の欄に掲げる推奨ガイドライン値は、次に掲げる市町村の区域にあっては、当該市町村長により別の基準値等が定められている場合は、市町村長が定めた値とする。

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、池田市、泉大津市、泉佐野市、高槻市、貝塚市、枚方市、寝屋川市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村

別表第3 光化学スモッグ対策連絡本部の構成員

府環境農林水産部環境管理室長
府健康医療部生活衛生室環境衛生課長
府教育庁教育振興室保健体育課長

別表第4 府光化学スモッグ調査班の分担業務

業 務	分 担 機 関
環 境 調 査	環境管理室
発 生 源 調 査	環境管理室・泉州農と緑の総合事務所
医 学 的 調 査	保健所・環境衛生課

オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画書

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画について次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称			当該計画について の担当部課名	(電話番号)
工場又は事業場の所在地	(郵便番号)		及び緊急連絡先	(FAX 番号) E メール ()
緊急時対象工場の区分	一般対象工場 特別対象工場	WN0x kL/h	工場又は事業場の事業内容	
ばい煙発生施設の内容等	別紙 1 のとおり		※備考	
ばい煙量等減少計画	1 通常値からの削減・・・(別紙 2 のとおり) 2 発令前 1 時間値からの削減			
当該減少計画の運用開始(予定)日	年 月 日			

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画変更届

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画の変更について次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称			当該計画について の担当部課名	(電話番号)
工場又は事業場の所在地	(郵便番号)		及び緊急連絡先	(FAX 番号) E メール ()
緊急時対象工場の区分	一般対象工場 特別対象工場	WN0x kL/h	工場又は事業場の事業内容	
ばい煙発生施設の内容等	別紙 1 のとおり		※備考	
ばい煙量等減少計画	1 通常値からの削減・・・(別紙 2 のとおり) 2 発令前 1 時間値からの削減			
当該減少計画の運用開始(予定)日	年 月 日			

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

オキシダント緊急時におけるばい煙量減少措置報告書

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

オキシダント緊急時におけるばい煙量の減少措置について次のとおり報告します。

緊 急 時 発 令 日	年 月 日	当該報告につい	電話 Eメール	
緊 急 時 対 象 工 場 の 区 分	一般対象工場(1・2・3・4・5・6・7) 特別対象工場	ての担当部課名 及び緊急連絡先		
光化学スモッグ発令状況	予 報 第 号	注意報 第 号	警 報 第 号	重大緊急警報 第 号

緊 急 時 措 置 の 実 施 内 容		1. 下表のとおり 2. その他 (理由)			
区 分	削減措置の基準 1 通 常 値 2 発令前1時間値	減少措置-1 (一般:注意報、警報 特対:予報、注意報)	減少率 (%)	減少措置-2 (一般:重大緊急警報 特対:警報、重大緊急警報)	減少率 (%)
原燃料使用量の 重油換算値	kL/h	kL/h		kL/h	
排出ガス量 (乾き 0 ₂ =0%)	Nm ³ /h	Nm ³ /h		Nm ³ /h	
窒素酸化物排出量	Nm ³ /h	Nm ³ /h		Nm ³ /h	

光 化 学 ス モ ッ グ 被 害 調 査 票 (一般用)				
記入日			年 月 日	
記入者			所 属	
届 出 者	名 前 (機関、団体)	(代表者)		
	住 所 (所 在 地)			
	連 絡 先※1	(名前)	(電話)	
被 害 者	名 前 等※2	性別() 年令(才) 職業(学校名・学年)()		
	住 所 等	(電話)		
※1 連絡先は、状況を把握し、夜間・休日でも連絡可能な者とする事				
※2 集団での被害の場合は、全体の被害者数及び男性、女性の内訳を記入すること				
1 症状を感じた日時及び気象状況				
年 月 日 (午前・午後) 時 分～ 時 分 天 候 (晴・曇・雨) 風 (強・弱・やや有・無風)				
2 症状を感じた場所				
(1) 運動場 (2) 体育館 (3) プール (4) 室内 (窓：開・閉) (5) 公園、遊び場 (6) 道路上 (7) その他 ()				
3 症状を感じたときの活動状況				
(1) 屋外で運動中 () (2) 室内で運動中 () (3) 屋外で作業中 () (4) 室内で作業中 () (5) その他 ()				
4 症状		男(人)	女(人)	処置・経過
(1) 目がチカチカする (目が痛い)				
(2) せきがでる				
(3) のどがいがらい (のどが痛い)				
(4) はきけがする				
(5) 胸が苦しく息がつまりそうになる				
(6) 胸が痛む				
(7) 頭痛がする				
(8) 手足にしびれ感がある				
(9) その他 ()				
(医師の治療) あり (人)・なし (医療機関名)				
5 重症者名とその症状				
名 前	年令	性別	職業 (学校名・学年)	症 状
備考				

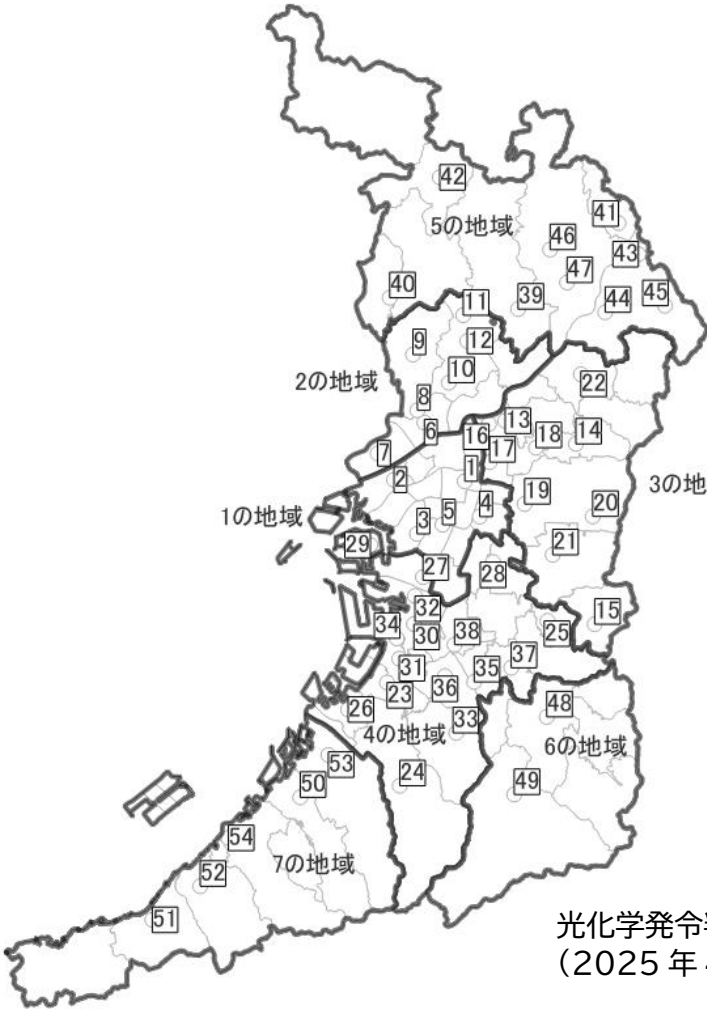
※学校で発生した被害の把握には、学校用の調査票（様式5）を使用すること。

光 化 学 ス モ ッ グ 被 害 調 査 票 (学校用)											
										記入日	年 月 日
										記入者	
										所 属	
届 出 者	学 校 名								代表者		
	所 在 地								電 話		
	連 絡 者										
	緊急連絡先	(名前)				(電話)					
※ 緊急連絡先は、状況を把握し、夜間・休日でも連絡可能な者とする											
被 害 者	学年 性別 男 女	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	教職員	計	合計 (人)	
1 症状を感じた日時及び気象状況											
年 月 日 (午前・午後) 時 分 ~ 時 分 天 候 (晴・曇・雨) 風 (強・弱・やや有・無風)											
2 症状を感じた場所											
(1) 運動場 (2) 体育館 (3) プール (4) 室内 (窓：開・閉) (5) 公園、遊び場 (6) 道路上 (7) その他 ()											
3 症状を感じたときの活動状況											
(1) 屋外で運動中 (体育授業、クラブ、その他) (2) 室内で運動中 (体育授業、クラブ、その他) (3) 屋外で軽作業中 (授業、清掃等) (4) 室内で軽作業中 (授業、清掃等) (5) その他 ()											
4 症状											
					男(人)	女(人)	処置・経過				
(1) 目がチカチカする (目が痛い)											
(2) せきができる											
(3) のどがいがらい (のどが痛い)											
(4) はきけがする											
(5) 胸が苦しく息がつまりそうになる											
(6) 胸が痛む											
(7) 頭痛がする											
(8) 手足にしびれ感がある											
(9) その他 ()											
(医師の治療) あり (人)・なし (医療機関名)											
5 重症者名とその症状											
名	前	年令	性別	学年・組	症 状						
備考											

注1 被害が発生した場合は、速やかに所轄の保健所に連絡するとともに、大阪府教育庁保健体育課（市町村立学校にあつては、市町村教育委員会を經由）あてに電話及び本書面にて連絡すること。

2 なお、休日のクラブ活動時等に被害の訴えがあった場合は、環境保全課 環境監視グループ（光化学スモッグ対策連絡本部事務局）に直接連絡すること。

発令地域区分別オキシダント測定点



光化学発令判断局設置状況
(2025 年 4 月 1 日現在)

「国土数値情報(行政区域データ)」(国土交通省)(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-2024.html>)を加工して作成

地域区分	測定点名称	地域区分	測定点名称	地域区分	測定点名称
1 大阪市中心部 の地域	1 国設大阪	3 東大阪地域	19 東大阪市西保健センター	4 堺市 及び その周辺地域	37 美原
	2 此花区役所		20 東大阪市六万寺		38 金岡南
	3 平尾小学校		21 八尾市保健所		39 茨木市役所
	4 桃谷中学校		22 寝屋川市役所		40 池田市立南畑会館
	5 今宮中学校		23 高石中学校		41 島本町役場
2 大阪市北部 及び その周辺地域	6 野中小学校	4 堺市 及び その周辺地域	24 緑ヶ丘小学校	5 北大阪地域	42 豊能町役場
	7 出来島小学校		25 藤井寺市役所		43 楠葉
	8 豊中市菰江公園		26 泉大津市役所		44 枚方市役所
	9 豊中市役所		27 清江小学校		45 王仁公園
	10 吹田市垂水		28 摂陽中学校		46 高槻北
	11 吹田市北消防署		29 南港中央公園		47 庄所
	12 吹田市高野台		30 少林寺	6 南河内地域	48 富田林市役所
3 東大阪地域	13 西部コミュニティセンター		31 浜寺		49 三日市公民館
	14 大東市役所		32 三宝	7 泉南地域	50 貝塚市消防署
	15 府立修徳学院		33 若松台		51 南海団地
	16 大宮中学校		34 石津		52 泉南市役所
	17 聖賢小学校		35 登美丘		53 岸和田中央公園
	18 茨田北小学校		36 深井		54 佐野中学校

吹田市北消防署：局舎建替えのため、R5.4.1～R8.3.31 休止
東大阪市六万寺：局舎建替えのため、R7.3.1～R12.3.31 休止